
「直言」

新中央会のあり方を考える

本年2月に閣議決定され、今国会に提出される「農業競争力強化支援法案」はすこぶる評判が悪い。その第5条で農業者には農業経営の改善に、農業者団体には農業者の農業所得の増大に取り組むよう「努力義務」を課している。農業者として、あるいは農業者団体として言わずもがなのことを、いちいち法文に明記する必要がどこにあるのか。何か裏があるのではないかと勘ぐるのは当然である。

安倍晋三政権が進める農協改革の特徴であるが、農協を農業者の組織する自主的団体であることを認めず、農政遂行の一手段として見下す態度が徹底している。「お国のための農協」という、自主・自立の協同組合にとって決して容認できない言説を繰り返している。ICA（国際協同組合同盟）が正しく糾弾したように、協同組合原則の第4原則「自治と自立」、第2原則「組合員による民主的管理」、第7原則「地域社会への関与」を侵害するものである。

その先鞭をつけたのが「中央会改革」であるが、2019（平成31）年9月までに全国中央会は一般社団法人に、都道府県中央会は連合会に転換することが法定された。このことを踏まえて、現在、どのような全国中央会、都道府県中央会を構想するかが鋭意議論されている。農協法での根拠規定を失うことから、将来的な存続を危ぶむ声もないわけではないが、決してそのようなものではないと自覚することがとりわけ重要である。

以下では、新中央会のあり方を、会員の意思に基づいて運営される自律的な組織という観点から考えていきたいと思う。

第一に、農協の使命とは何かをより明確にする必要があると考える。このことは安倍政権の主張する「職能組合」論に与するのではなく、原始農協法の制定時に想定された「職能組合かつ地域組合」論を堅持することを意味する。言いかえれば、農協は「農業経営の延長線上」において営農関連事業だけを営むのではなく、「農家経済の延長線上」において生活関連事業を含む総合事業を営む事業体であると理解しなければならない。この使命の追求こそが多くの会員に納得され支持される姿である。

第二に、中央会はもはや「職能組合」向けの経営指導を国から強要される理由はなくなると自覚しなければならない。農協法改正前は特別民間法人、すなわち行政の別働隊とし



龍谷大学農学部教授・三重大学名誉教授

石田正昭

(本センター参与)

て「協同組合の枠内にありながら、国や県の仕事に代位し、これを補充する活動を行うべき」存在であった。平たく言えば、お国に逆らえない団体だった。しかし、今後はこのくびきから解放され、その役割はJAバンク法に基づいて信連・農林中金に移行する。ただし信連・農林中金はあくまでも信用事業をメインにしており、経済事業をはじめ各事業の運営までは人的・能力的に対応できない。それゆえ信連・農林中金との連携をより密にするならば、農協からの相談は従来と変わらないと考えられる。

第三に、上で述べたように「法的権限に基づく経営指導」ができなくなったことは決して悪いことではない。組合員・利用者の意思に基づいて運営するのが協同組合であるという点を全面的に押し出せるようになったからである。農水省に呼び出され、非公式の行政指導を受ける立場ではなくなる。協同組合本来の経営指導ができるようになる。現時点の最大の問題は監査法人監査に対応した内部統制や減損処理の体制をいかに整備するかにある。この問題はまた中央会の財源問題に直結するという意味でも重要であることを忘れてはならない。

第四に、絶対条件として、新中央会は徹底して協同組合的でなければならない。言い換えれば、すべてを組合員・利用者起点で考えなければならない。協同組合の原点は、組合員・利用者の暮らしに寄り添うことにある。ここで「暮らしに寄り添う」とは、自己改革でいう農業者所得の増大、地域活性化のみならず、高齢、困窮、障害、育児、災害などの困難を抱える人びとと、今を共に生きるための「支え合い」の仕組みを構築しなければならないことを意味する。貧困・格差の拡大の中で、協同組合だからこそできる地域社会づくりを急ぐべきである。

第五に、以上の点に関連して、農協職員の仕事は組合員・利用者の「声を聞く」ことから始まるという理解を深めなければならない。目標の必達というトップダウンではなく、現場からのボトムアップこそが重要であり、それには組合員・利用者の話を受け止める能力を今以上に高める必要がある。この種の職員教育、すなわち「協同組合理念教育」を前面に押し出した職員教育を今こそ徹底しなければならない。連合会・連合組織の職員教育もその例外ではなく、ここが変わらないと農協の体質も変わらないと考えている。